

 国土交通省からのお知らせ

申請期限は
引渡しから1年3ヶ月
以内です。

消費税率8%または10%で住宅を購入された方へ

最大50万円が受け取れる

(消費税率10%時)

「すまい給付金」

●申請は、

- ・**確定申告とは別に、**
- ・**専用の申請書類にて、**
- ・**全国の専用の窓口か、郵送にて行います**(詳細裏面)。

●申請期限は引渡しから**1年3ヶ月以内**です。



「わたしは
もらえるの？」
といった素朴な疑問
から、申請書の入手方法、
記入サポートまで
何でもお応え
します。

申請の要件・方法など、ご不明な点は
お気軽にお問い合わせください！

ナビダイヤル
(通話料が
かかります)

0570-064-186

(受付時間：9時～17時 ※土・日・祝含む / PHSや一部のIP電話からは☎045-330-1904)

詳しくはホームページでも すまい給付金事務局…<http://sumai-kyufu.jp>

(尚、東日本大震災で被災された方が、住宅を再取得する際には「住まいの復興給付金」が利用できます。詳しくは事務局までお問い合わせください。(すまい給付金と重複申請はできません)

お問い合わせ先 TEL：0120-250-460 (受付時間：9時～17時 ※土・日・祝除く)

「すまい給付金」のポイント

※要件等の詳細はナビダイヤル、もしくはホームページでご確認ください。

- 申請方法** 書類を郵送する「郵送申請」と直接窓口にお越しいただく「窓口申請」があります。(確定申告とは別に行います)
- 申請期間** 申請は引渡しから1年3ヶ月以内が期限です。
- 給付金 受取** 申請後、約1.5～2ヶ月で現金が振り込まれます。
- 共有者** 持分を共有していれば、配偶者の方でも受け取ることができます。
- 現金購入もOK** 住宅ローン利用者その他、50歳以上で現金購入された方も対象となります。(新築を現金購入した場合、追加要件があります)
- 中古も対象** 中古住宅(個人間売買除く)も対象です。
- ローン減税** 住宅ローン減税と併用できます。(すまい給付金とは別の手続きが必要です)
- 給付額** 収入に応じて最大50万円受け取れます。(下表参照)
(消費税率10%時)
- 持分割合** 持分を共有している場合は持分割合を乗じた金額に。

【給付基礎額】 ※収入額の目安は、扶養対象となる家族が1人(専業主婦、16歳以上の子どもなど)の場合をモデルに試算した結果です。

消費税率	※収入額の目安	450万円以下	450万円超525万円以下	525万円超600万円以下	600万円超675万円以下	675万円超775万円以下
10%時	給付基礎額	50万円	40万円	30万円	20万円	10万円

消費税率	※収入額の目安	425万円以下	425万円超475万円以下	475万円超510万円以下
8%時	給付基礎額	30万円	20万円	10万円

※現金での購入では、給付対象者の収入上限額が650万円になります。

(例) 収入450万円・持分50%のAさんの場合 (税率10%)

給付基礎額 | 50万円 × 持分割合 | 50% = 給付額 | 25万円

※すまい給付金を受領できるのは、1人1回限りです。受領後に他の住宅を取得し、居住した場合であっても、再びすまい給付金を受領することはできません。

申請先

書類を郵送する「郵送申請」と直接窓口にお越しいただく「窓口申請」いずれかをお選びいただけます。

- 郵送申請** 郵送先: 〒115-8691 赤羽郵便局 私書箱38号すまい給付金申請係
- 窓口申請** 各都道府県のすまい給付金申請窓口(すまい給付金ホームページから検索できます)

※住宅事業者等が、申請手続きを代行する手続代行も可能です。
※申請には住宅ローン減税の申請と一部重複する書類が必要となります。
●詳しくは表面に記載のすまい給付金事務局のホームページまたはお電話でご確認ください。